

## 岩国から初の爆音訴訟開始！——岩国市民四七六名が提訴

大月純子

これまで一度も爆音訴訟が提訴されなかった岩国において、三月二三日九時半、岩国市民四七六名が原告となり、国を相手に山口地裁岩国支部に岩国爆音訴訟（飛行差止・損害賠償等請求事件）を提訴しました。最初の裁判にも関わらず、これだけの原告が集まった背景には、一九九七年から行われている沖合移設が墜落と騒音の軽減を目的としており、「沖合移設が完了すれば、静かになる」と信じて期待していたにも関わらず、完成間近になって、米軍再編によつて厚木から空母艦載機部隊などが移駐される案が出され、騒音が軽減しないどころかますますうるさくなるという状況に對して「これ以上はがまんできない！」という市民の思いがあるのです。昨年二月、岩国市長選に僅差で負けてしまいました。今も岩国市民は空母艦載機部隊の移駐に反対の意思を表し続けているのです。そのことがこの爆音訴訟提訴に現れているのです。

それゆえ、岩国爆音訴訟の請求の趣旨の中には①夜間の飛行差し止め②昼間の爆音の差し止め③市街地上空の急旋回の差し止め④過去の損害賠償請求⑤将来分の損害賠償請求に加え、⑥「厚木からの空母艦載機と普天間の空中給油機を離発着させてはならない」という艦載機部隊等の移駐の差止を加えました。この日のニュースでは、「米軍再編の是非を問う裁判は全国で初めて」と報じられました。当日は原告、弁護団、支援者などの関係者九三名が裁判所に駆けつけ、提訴を見守り、「これ以上の爆音はいらない」という横断幕、プラカード、ゼッケンを手に報告集会会場までサイレントデモを行いました。

これまでに、厚木、横田、小松、嘉手納、普天間などで三〇年以上にわたつて、爆音訴訟が提訴され続け、闘われ続けてきました。そして、昨年一二月には全国爆音訴訟原告団連絡協議会が発足し、今回の岩国の原告団結成及び提訴のために各地から訴訟団が応援に駆けつけてくださいまし

た。特に、今年二月二七日に新嘉手納爆音訴訟の控訴審判決が出され、一審のうるさき指数八五W値以上しか違法性が認められないという全国でも突出した不当な判決が、今回の控訴審判決によつて、七五W値以上の爆音は受忍限度を超えており、違法な爆音であるとの判決に改められました。これで、全国的に七五W値以上の爆音は違法であるという判決が定着しつつあることとなります。岩国爆音訴訟弁護団長は報告集会において、「全国爆音訴訟が勝ち取ってきた成果を絶対に後退させてはならない」と語りました。けれども、その一方で損害賠償は認められるけど、飛行差止は認められないという不当な判決が続いています。けれども、新嘉手納爆音訴訟の判決を見ると「差止請求が認められないことは、被告に、騒音の状況を改善する責務がないことを意味するのではなく、むしろ、被告としては、原告らに差止請求という形式による司法救済の道が閉ざされている以上、よりいつそう強い意味で、騒音の状況の改善を図るべき政治的責務がある」と判示されています。しかし、岩国爆音訴訟弁護団長はこの点についても「そんなはずはない。国民が違法な状況に置かれ続けていれば、司法として、それをいかに回避するかという知恵を絞られなければならないはずだ。そのことを強く裁判所に求めていく」と指摘されました。

このように、全国的に米軍及び自衛隊の航空機がもたらす爆音の違法性が認められながら、その一方でその違法な状態を放置し続けている日本が府に對し、全国で同じような爆音被害と闘っている訴訟団と手を取り合い、差止を勝ち取り、違法な爆音をなくすために、ここから共に闘って行きたいと思えます。全国のみなさまのご支援をお願いいたします。

郵便振替番号：01350・4・87182 名義：岩国爆音訴訟の会

\*——通信欄に「裁判支援カンパ」と明記下さい。応援メッセージも歓迎です。

（おおつき・じゅんこ）／岩国爆音訴訟の会 事務局